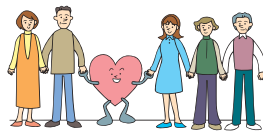


北海道が推進している「福祉のまちづくり」

★北海道福祉のまちづくりコンクール★

★福祉環境アドバイザー派遣事業★

★北海道福祉のまちづくり資金貸付制度★



★北海道福祉のまちづくりコンクール（自薦・他薦は問いません）

▽応募部門

①ハード部門 平成14年4月1日～平成16年7月9日までに完成した飲食店・スーパー・病院などの公共施設でバリアフリー化、多目的トイレの整備などの配慮がされた施設。

②ソフト部門 障害者・高齢者などを対象にした地域交流活動や研究会の開催など、障害者・高齢者の自立、社会参加を支援する活動。



▽応募期間 6月1日（火）～7月9日（金）

▽応募方法 応募用紙に必要事項を記載し、写真・図面などを添えて郵送または持参してください。（応募用紙は「ゆとろ」内・福祉課福祉係または、ホームページからダウンロードしてください。）

★福祉環境アドバイザー派遣事業

建物のバリアフリー整備や人材の育成など、福祉に対する関心を高めるための専門家を派遣して指導・助言などを行います。派遣に関わる費用は道が負担します。

★北海道福祉のまちづくり資金貸付制度

「北海道福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合する公共的な施設を新築・増改築する民間事業者の方に低利で融資します。

▽融資金額 1億円以内 ▽期間 15年以内

▽利率 1.3～1.9%（融資期間などで異なります。）

■応募先・問合せ 北海道保健福祉部地域福祉課福祉基盤グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

☎011-231-4111（内線25-617）・FAX011-232-7452

<http://www.pref.hokkaido.jp/hfukusi/hf-thksi/chihuku/chindex.htm>

町民自主企画講座活用しませんか

町教委では、町民の多種多様な学習ニーズに応えるため、町民の自主企画・自主運営の形態で開催する学習活動を「町民自主企画講座」として支援しています。

公民館・総合体育館・西当別コミセンなど社会教育施設の無料提供のほか、講師謝礼金（限度額3万円）を援助します。

詳細 社会教育課社会教育係（「総合体育館」内・☎22-3834）



募集

子どもスポーツ体験教室
ボランティア指導者

町教委では、子供（主に小学生）のスポーツ体験教室に、各種スポーツ・レクリエーションを指導するボランティアの方を募集します。

個人・グループは問いません。

みなさんの技術や経験を子供たちのために役立ててみませんか。

内容 子供に適していると思われる運動であればなんでも構いません。

活動日 主に土曜の午前中で、日程調整のうえ決定します。

申込期限 6月25日（金）

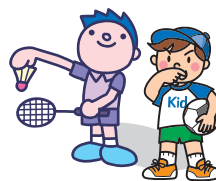
その他 町教委との打ち合わせ会議に出席

していただきます。

問合せ

教育委員会

スポーツ担当（「総合体育館」内・☎22-3833）



無料開放

親と子のふれあい広場で
総合体育館無料開放します

期日 毎週金

曜 9時～12時

対象 町内の
未就学児童とそ
の親



内容 運動遊びのできる場所の提供（指導者は特にはいません。自由に遊んでください。）

その他 行事などの都合で開放できない日もありますので、総合体育館（白樺町☎22-3833）までお問い合わせください。

児童手当

お待ちください 対象年齢拡大に伴う手続き

5月号の広報「とうべつ」でお知らせしました児童手当の制度改正は、国会審議の遅れから、法案成立が遅れています。法案成立後直ちに対象と思われる方には、小学校を通じて申請書を配付しますので、もうしばらくお待ちください。

なお、今回の改正により支給されることとなる4・5月分の児童手当は、次回の支給月（10月）に合算し支給しますので、ご了承願います。（小学校1年生のお子さんを持つ保護者で児童手当を受給している方の6月支給分は、2・3月分のみとなります。）

詳細・問合せ 福祉部子育て担当（「ゆとろ」内・☎23 - 3024）

介護

該当者は申請が必要です 食事負担額の軽減

介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設）に入所されている方が1日に負担する食費は780円ですが、次に該当する方は食費の負担が軽減されます。

対象の方は、申請により「減額認定証」の交付を受け、認定証を介護保険施設に提示する必要があります。

1生活保護または高齢福祉年金の受給者で、世帯全員が町民税非課税の方～日額300円の負担

2世帯全員が町民税非課税の方～日額500円の負担

申請・問合せ（「ゆとろ」内・福祉課介護サービス係・☎23 - 3029）

老人保健

該当の方は申請を 老人医療の減額認定証交付

老人保健の医療受給者で住民税非課税世帯の方は、申請により「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。この認定証は入

区分	自己負担限度額（月額） 入院または世帯合算	食事の標準負担額 （1日）	申請に必要なもの
	一定以上所得者		
一般	40,200円		
低所得者	I	15,000円	300円
	II	24,600円	過去1年の入院期間 90日以下 650円 過去1年の入院期間 91日以上 500円

（注）過去12カ月間に4回以上高額医療費の支給があった場合、4回目以降の限度額。

区分の内容など詳しくはお問い合わせください。

不法投棄

監視の目が光っています 巡回パトロールを実施



雪解けとともに増える不法投棄に対して、町では夜間を含め不法投棄巡回パトロールを実施しています。

廃棄物をみだりに捨てる行為は、法律で禁じられており、違反者には厳しい罰則が課せられます。

不法投棄の現場を発見したときは、警察または環境対策課環境対策係（☎23 - 2503）までご連絡ください。



気候も暖かくなり、散歩をする方も増えてきましたが、町を歩くと相変わらず犬のフンが目立っています。これらは景観も悪く、悪臭を発生し、住環境に悪影響しか与えません。飼い主一人ひとりがマナーを守って行動することで、全住民が不快感を覚えることなく生活ができます。町は1月から条例を改正し、犬のフン放置などに対して罰金を課して厳しく取り締まりを行っています。

自分たちの町をきれいにし、住みよ
いまちをつくりましょう。

